

I 調査の概要

1 調査の内容

(1) 根拠

統計法に基づき指定された統計調査(指定統計第53号)として、屋外労働者職種別賃金調査規則(昭和32年9月28日労働省令第20号)に基づいて実施されたものである。

(2) 調査の目的

屋外労働者職種別賃金調査(以下「調査」という。)は、建設業及び港湾運送関係事業に雇用される労働者の賃金を職種別に調査し、その実態を明らかにすることを目的としている。

(3) 調査の範囲

ア 地域

(ア) 建設業については、次の地域を除く日本国全域である。

都道府県名	除外地域
北海道	奥尻郡、苫前郡のうち羽幌町大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
島根	隠岐郡
長崎	福江市、西彼杵郡のうち崎戸町大字平島及び大字江の島、北松浦郡のうち小値賀町及び宇久町、南松浦郡、杵岐郡、下県郡、上県郡
鹿児島	名瀬市、西之表市、鹿児島郡のうち三島村及び十島村、薩摩郡のうち里村、上甑村、下甑村及び鹿島村、熊毛郡、大島郡
沖縄	国頭郡のうち伊江村、島尻郡のうち久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村、宮古郡のうち伊良部町及び多良間村、八重山郡

(イ) 港湾運送関係事業については、次の港湾である。

都道府県名	調査港湾名
北海道	室蘭、釧路、苫小牧
青森	八戸
宮城	塩釜
秋田	秋田船川
茨城	鹿島
千葉	千葉
東京	東京
神奈川県	川崎、横浜、横須賀
新潟	新潟
富山	伏木富山

静岡県	清水・田子ノ浦
愛知県	名古屋
三重県	四日市
京都府	舞鶴
大阪府	大阪、阪南
兵庫県	尼崎、神戸、姫路
和歌山県	和歌山下津
岡山県	水島
広島県	福山、広島
山口県	宇部・小野田、下関
徳島県	徳島小松島
香川県	高松・坂出
愛媛県	新居浜
福岡県	門司・小倉・戸畑・若松・八幡、博多、苅田
長崎県	佐世保・相浦
大分県	大分
鹿児島県	鹿児島
沖縄県	那覇

イ 産業

次に掲げる産業(「日本標準産業分類」による。)である。

(ア) 建設業

(イ) 港湾運送業及びその他の運輸に附帯するサービス業(「検査業」に限る。)(以下「港湾運送関係事業」という。)

ウ 事業所

イに掲げる産業に属する民営の事業所であって5人以上(「港湾運送関係事業」にあつては10人以上)の常用労働者を雇用するもののうち、一定の方法により抽出された約1万7千事業所(建設業約1万6千、港湾運送関係事業約1千)である。

エ 労働者

ウの事業所に雇用されるホに掲げる職種の労働者のうち、一定の方法により抽出された労働者約15万7千人(建設業約14万1千、港湾運送関係事業約1万6千)である。

オ 職種

次に掲げる職種である。

産業	職種
建設業	土工、重作業員、軽作業員、大工、とび工、石工、左官、電気工、配管工、塗装工、貨物自動車運転者、板金工、溶接工、機械運転工、鉄筋工、鉄骨工、掘削・発破工、タイル張工・れんが積工、はつり工、型枠工、建具工、屋根ふき工、潜函土工、ボーリング工、職長、各種見習
港湾運送関係事業	ウインチマン、デッキマン、船内荷役作業員、沿岸荷役作業員、陸上荷役作業員、はしけ長、検査員、雑役

(4) 調査事項

次に掲げる事項である。

ア 事業所に関する事項

- (ア) 事業所の名称及び所在地
- (イ) 主な事業の内容
- (ウ) 主な工事の種類(建設業に属する事業所に限る。)
- (エ) 事業所の全常用労働者数
- (オ) 企業の全常用労働者数
- (カ) 職種別労働者数

イ 労働者に関する事項

- (ア) 労働者番号又は氏名
- (イ) 職種
- (ウ) 性(建設業に属する事業所に雇用される軽作業員に限る。)
- (エ) 年齢
- (オ) 雇用形態
- (カ) 賃金形態
- (キ) 通勤又は住込の別(建設業に属する事業所に雇用される労働者に限る。)
- (ク) 実労働日数
- (ケ) 実労働時間数
- (コ) きまって支給する現金給与額

(5) 調査の対象期日

調査は、平成14年8月31日現在(給与締切日の定めがある場合には、8月の最終の給与締切日現在)の状況について行った。ただし、(4)に掲げる事項のうちイの(ク)実労働日数、(ケ)実労働時間数及び(コ)きまって支給する現金給与額については、8月1日から8月31日までの期間(給与締切日の定めがある場合には、8月の最終の給与締切日以前1カ月間)の状況について行った。

(6) 調査の実施期間

調査は、平成14年9月1日から9月20日までの間で行った。

(7) 調査の方法

調査は、事業所票(様式第1号、第2号)及び個人票(様式第3号)を用いて、都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員による実地自計調査により行った。

(8) 集計の方法

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。



屋外労働者職種別賃金調査 (建設業)

事業所票

(平成14年8月分)

厚生労働省

様式第1号

指定統計第53号

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

都道府県番号	事業所・連番号	※市区町村番号

記入上の注意

- 8月31日現在(給与締切日の定めがある場合には、8月の最終の給与締切日現在)又は8月1日から8月31日までの期間(給与締切日の定めがある場合には、8月の最終の給与締切日以前1か月間)の状況について記入し、また、該当する番号を○で開んでください。
- 調査票の記入にあたっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
- ※印欄は、記入しないでください。

1 事業所の名称 及び所在地	5 職種別労働者数 <small>〔①労働者数は、貴事業所に雇用されている常用労働者と臨時・日雇労働者の合計について記入してください。〕 〔②抽出率は、「労働者の抽出率表—建設業」によって記入してください。〕</small>																							
	連絡用電話番号 () () 番(内線 番)	記入担当者氏名	職 種 番 号 職 及 種 び 名	① 労働者数	② 抽出率	抽 出 労働者数	職 種 番 号 職 及 種 び 名	① 労働者数	② 抽出率	抽 出 労働者数														
2 主な事業の内容 <small>〔調査対象期間中に行った主要な工事について具体的に記入してください。〕</small>	10 土 工																							
	20 ~ 25 計																							
主な工事の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	20 軽作業員(男)	35 貨物自動車運転者	36 板 金 工	37 溶 接 工	38 鉄 筋 工	39 鉄 骨 工	40 掘 削・発 破 工	41 タ イ ル 張 積 工 れ ん が	42 は つ り 工	43 型 枠 工	44 建 具 工	45 屋 根 ふ き 工	46 潜 築 土 工	47 ボ ー リ ン グ 工	48 職 長	49 各 種 見 習
	総合工事業								21 軽作業員(女)															
3 事業所の全常用労働者数 <small>〔貴事業所に雇用されている常用労働者の総数〕</small>	人								22 大 工	40 掘削・発破工	41 タイル張積工	42 はつり工	43 型枠工	44 建具工	45 屋根ふき工	46 潜築土工	47 ボーリング工	48 職長	49 各種見習					
4 企業の全常用労働者数 <small>〔貴事業所が属する企業全体(本社・支社・工場・営業所等)の常用労働者の総数〕</small>	4	3	2	1	5 ~ 99人 100 ~ 299人 300 ~ 999人 1,000人以上								23 電 気 工	42 はつり工	43 型枠工	44 建具工	45 屋根ふき工	46 潜築土工	47 ボーリング工	48 職長	49 各種見習			
個人票の枚数	枚								24 配 管 工	43 型 枠 工	44 建 具 工	45 屋 根 ふ き 工	46 潜 築 土 工	47 ボ ー リ ン グ 工	48 職 長	49 各 種 見 習								
備考									25 機 械 運 転 工	44 建 具 工	45 屋 根 ふ き 工	46 潜 築 土 工	47 ボ ー リ ン グ 工	48 職 長	49 各 種 見 習									
※調査担当者	※点検担当者		※局 署		※局 署		※局 署		30 重 作 業 員	45 屋 根 ふ き 工	46 潜 築 土 工	47 ボ ー リ ン グ 工	48 職 長	49 各 種 見 習										
									31 と び 工	46 潜 築 土 工	47 ボ ー リ ン グ 工	48 職 長	49 各 種 見 習											
									32 石 工	47 ボ ー リ ン グ 工	48 職 長	49 各 種 見 習												
									33 左 官	48 職 長	49 各 種 見 習													
									34 塗 装 工	49 各 種 見 習	10 ~ 49 合 計													



屋外労働者職種別賃金調査（港湾運送関係事業）

事業所票

（平成14年8月分）

厚生労働省

様式第2号

指定統計第53号

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

都道府県番	港湾番号	事業所一連番号	※市区町村番号

記入上の注意

- 8月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、8月の最終の給与締切日現在）又は8月1日から8月31日までの期間（給与締切日の定めがある場合には、8月の最終の給与締切日以前1か月間）の状況について記入し、また、該当する番号を○で囲んでください。
- 調査票の記入にあたっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
- ※印欄は、記入しないでください。

1 事業所の名称 及び所在地	連絡用電話番号 () () 番 (内線 番)				5 職種別労働者数			
	記入担当者氏名				① 労働者数は、貴事業所に雇用されている常用労働者と臨時・日雇労働者の合計について記入してください。 ② 抽出率は、「労働者の抽出率表—港湾運送関係事業」によって記入してください。			
2 主な事業の内容 [調査対象期間中に行った主要な事業の内容について具体的に記入してください。]					職種番号及び職種名	① 労働者数	② 抽出率	抽出労働者数
					50, 51 計	人	$\frac{1}{()}$	人
3 事業所の全常用労働者数 [貴事業所に雇用されている常用労働者の総数]	人				50 船内荷役作業員		/	
					51 沿岸荷役作業員			
4 企業の全常用労働者数 [貴事業所が属する企業全体（本社・支社・工場・営業所等）の常用労働者の総数]	4	3	2	1	60 ~ 65 計		$\frac{1}{()}$	
	10~99人	100~299人	300~999人	1,000人以上	60 陸上荷役作業員		/	
個人票の枚数				備考	61 ウインチマン			
※調査担当者				※点検担当者	62 デッキマン			
局				署	63 はしけ長			
※局記入欄					64 検数員			
					65 雑役			
					50 ~ 65 合計			



屋外労働者職種別賃金調査

個人票

(平成14年8月分)

厚生労働省

様式第3号

指定統計第53号

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

Table with 2 columns: 都道府県番号, 事業所一連番号

Table with 2 columns: 枚のうち, 枚目

(10)については、100円未満の端数は、四捨五入してください。

(10)については、100円未満の端数は、四捨五入してください。

Main data table with 20 rows and 20 columns. Columns include: (1) 番号, (2) 労働者番号, (3) 職種番号, (4) 年齢, (5) 雇用形態, (6) 賃金形態, (7) 通勤又は住込, (8) 実労働日数, (9) 実労働時間数, (10) きまって支給する現金給与額. The table is split into two identical halves.

備考